

市税の証明の発行について

○市民税に関する証明

【平成22年分の所得証明、平成23年度の課税証明など】

6月1日(水)から発行予定です。

ただし、所得状況を申告(給与・公的年金を除く)していなければ発行できません。まだ申告していない場合は、確定申告か市県民税申告を早めにお済ませください。

○固定資産税に関する証明

【平成23年度 評価証明や公課証明など】

4月1日から発行しています。

■手続きに必要なもの

《申請者が本人または佐賀市にお住まいの

同一世帯の親族の場合》

・申請者の本人確認ができるもの

《申請者が本人または佐賀市にお住まいの

同一世帯の親族以外の場合》

・委任者本人の印鑑を押印した委任状

・申請者(代理者)の本人確認ができるもの

■申請場所

本庁 市民生活課 または各支所市民サービス課

※所得証明は1月1日現在に住所のあった市町村で発行します。

○各種証明書は郵送で請求できます

佐賀市では、証明書は郵送で請求できますが、市町村によって請求方法などが異なる場合があります。該当する市町村に直接お尋ねください。

■送付するもの(本人請求の場合)

・証明願(下図参照)

・本人確認ができるもの(運転免許証など)の写し

・手数料(郵便局の定額小為替)

※料金は問い合わせください。

・返信用封筒(あて先を記入し、80円切手を貼付ください)

※本人以外が請求する場合は問い合わせください。

証明願

- 必要とする証明書種類(○年度○年分の○○証明書) 必要件数 使用目的
- 証明年度の1月1日現在の住所
- 現住所
- 証明書の必要な人の氏名(フリガナ) ㊟
- 証明書の必要な人の生年月日
- 連絡のとれる電話番号(日中の連絡先)

◎送付先・問い合わせ

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所 市民税課 証明担当

☎40-7064 FAX 25-5408

■本人確認ができるものとは

1枚の提示で良いもの	複数提示が必要なもの
運転免許証、住民基本台帳カード、外国人登録証、障がい者手帳など官公署発行の免許証・許可証・資格証明書などで、顔写真が貼付されているもの	各種健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種年金手帳、年金証書、写真なしの住民基本台帳カード、社員証、独立行政法人などの身分証明書など

市有地を売却します

売却方法	物件番号	物件名称 所在地	地目	登記地積	持分	参考価格(※)
一般競争入札	①	東佐賀町市有地 区画B 佐賀市東佐賀町477番1	宅地	232.28㎡	全部	8,700,000円

※参考価格は、当該物件の価格の目安を示したものです。入札の際の参考にしてください。

【一般競争入札】

あらかじめ決めた予定価格以上で、最高の価格をもって入札した人に売却する方法です。

■入札参加方法/事前に入札参加申込書の提出が必要です。申込書、説明書などの配布および入札参加申込書の受け付けは、次の期間、場所で行います。

■受付期間/5月16日(月)～5月27日(金)
(土、日、祝日を除く)8時30分～17時15分

■受付場所/本庁 管財課 管財係(7階)

■入札の日時および場所/

物件① 東佐賀町市有地 区画B
日 時/6月24日(金)10時から
場 所/本庁7階入札室

■入札保証金/入札参加者が見積もる金額の5%以上の金額を6月23日(木)までに納入ください。
※くわしくは、問い合わせください。

◎問い合わせ

本庁 管財課 管財係

☎40-7045 FAX 26-5663

国民健康保険証の『臓器提供意思表示欄』について

国民健康保険証の裏表紙面に臓器提供意思表示欄を設けています。意思表示欄は、臓器提供に関する個人の意思を尊重するためのもので、記入を義務付けるものではありません。

■臓器提供や意思表示など(記入方法)についての問い合わせ

臓器提供意思表示欄

●社団法人 日本臓器移植ネットワーク

☎0120-78-1069

携帯から ☎03-3502-2071

●財団法人 佐賀県臓器バンク

☎0952-25-6101

※意思表示の内容を他人に知られないようにするためのシールを本庁、支所の国民健康保険の窓口で配布しています。また、郵送も可能です。



◎問い合わせ

本庁 保険年金課

☎40-7272 FAX 40-7390

自治公民館建設事業補助金の受付開始

市では、自治公民館の建設事業(500万円以上の新築・増改築および既設建物の購入)に対して、事業費の2割(上限300万円)を予算の範囲内で交付しています。ただし、交付条件がありますので問い合わせください。

平成24年度に建設等を計画し、補助金交付を希望する自治会は、所定の書類(社会教育課および各出張所教育課備付)を提出ください。

■提出書類/自治公民館建設計画書

■提出期限/8月31日(水)

◎申し込み・問い合わせ

佐賀市教育委員会 社会教育課
(大財別館2階)

☎40-7366 FAX 26-7378

または各出張所 教育課(各支所内)

障がい児夏休み教室事業を行う団体へ補助金を交付

障がい児の社会参加の促進を目的として、平成23年度の夏休み期間に障がい児などの活動事業を行う団体に補助金を交付します。

■補助団体/市内を主な活動の場とし、補助事業を適切に、効果的に行うことができる団体など。

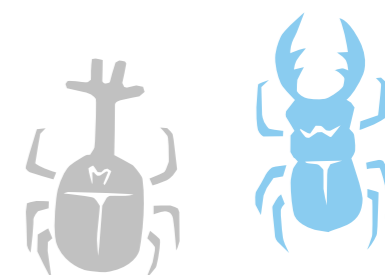
■補助対象事業/市内に住所があり、障がいのある児童・生徒が概ね10人以上参加し、補助団体などが行う夏休み期間の活動などで、次のいずれかに該当する事業です。

- (1)主に体験的活動を行う事業
- (2)主にレクリエーションを行う事業
- (3)主に創作的活動を行う事業
- (4)主に学習的活動を行う事業
- (5)そのほか、市長が認める事業

■補助金の金額/1団体につき15万円まで

(ただし、減額することがあります)

■申請期限/6月30日(木)



◎問い合わせ

本庁 障がい福祉課 障がい総務係

☎40-7251 FAX 25-5440